

## 神戸市個人情報保護条例、神戸市情報公開条例の条文比較

項目	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
総則		
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、及び情報公開について必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行い、及び市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加及び協働のまちづくりを推進し、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>(2) 実施機関 市長、議会の議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、もっぱら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。</p> <p>(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別されうる当該個人をいう。</p> <p>(6) 公文書 神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> <p>(2) 公文書の公開 実施機関が、この条例の規定により公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。</p> <p>(3) 実施機関 市長、議会の議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p>
その他	<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。</p>	<p>(条例の解釈、運用等)</p> <p>第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>(情報の適正使用等)</p> <p>第4条 公文書の公開を請求する者は、この条例の目的に即し、その権利を正当に行使するとともに、それによって得た情報を適正に用いなければならない。</p> <p>(情報公開の総合的推進)</p> <p>第5条 実施機関は、この条例に定める公文書の公開のほか、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法により市民に明らかにされるよう情報公開の総合的な推進に努めなければならない。</p> <p>(実施機関の保有する情報の公表)</p> <p>第6条 実施機関は、市民が公文書の公開を請求することなく市政に関する情報を容易に得られるよう基本構想、基本計画その他の実施機関の保有する情報の公表に努めなければならない。</p>
届出	<p>(届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的</p> <p>(2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(5) 個人情報の収集方法</p> <p>(6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</p> <p>(7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る事項を第4章に定める神戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。</p> <p>4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。</p>	

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
収集制限	<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	
適正な管理	<p>(適正な維持管理)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>	
利用、提供の制限	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	
措置要求	<p>(提供先に対する措置の要求)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p>	
新たな電子計算機処理の制限	<p>(電子計算機処理の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。</p>	
結合制限	<p>(電子計算機の結合の制限)</p> <p>第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第7条第3項ただし書の規定を準用する。</p>	
委託時の措置	<p>(事務処理の委託)</p> <p>第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該事務に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>	

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
受託者の義務	<p>(受託者の義務)</p> <p>第14条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>	
請求権	<p>(開示請求)</p> <p>第15条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示(当該個人情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。第20条を除き、以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p>	<p>(公開請求権)</p> <p>第8条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。</p>
請求の手続	<p>(開示請求の方法)</p> <p>第18条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下単に「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>	<p>(公開請求の手続)</p> <p>第9条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所を除く。)並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項</p> <p>2 実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるようその保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 公開請求をしようとする者は、実施機関が公文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をしなければならない。</p> <p>4 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
開示義務 非開示 理由	(開示をしないことができる個人情報) 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。	(公文書の公開義務) 第10条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
	(1) 法令等又は神戸市会会議規則(昭和31年10月21日市会議決)の規定により、本人に対し開示をすることができないとされている個人情報	(6) 法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則(昭和31年10月20日市会議決)の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができないと認められる情報
	(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示をすることが適切でないと認められるもの	
	(3) 第18条の規定により開示請求をした者(当該者が法定代理人等であるときは、本人)以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの	(1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報(いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。) ア 公にしないことが正当であると認められるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの
	(4) 市と国、他の地方公共団体その他公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づいて市の機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの	(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの(人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。) ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
	規定なし	規定なし
(5) 市又は国等が行う取締り、監督、検査、争訟、交渉その他の事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの	(4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの	
(6) 開示をすることにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる個人情報	(5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの	
	(3) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報	

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
部分開示	(部分開示) 第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該部分を除いて、開示をしなければならない。	(部分公開) 第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、その記録されている部分を容易に、かつ、公文書の公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開請求者に対し、その記録されている部分を除いた部分につき公文書の公開をしなければならない。
存否応答拒否	規定なし	(公文書の存否に関する情報) 第12条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。
請求に対する措置	(開示請求に対する決定等) 第19条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、前条の規定により開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。 3 前項の規定により、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨(第17条の規定により開示請求に係る個人情報の一部の開示をしないことを含む。)を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部が第16条各号に掲げる個人情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。	(公開請求に対する措置) 第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、前項の規定により公開をしない旨(第11条の規定により公文書の一部を公開しないことを含む。)を通知する場合には、その理由(公文書に記録されている情報が第10条各号に掲げる情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その理由及びその時期)を付記しなければならない。
決定期限	(開示請求に対する決定等) 第19条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。 4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあつては、請求書の提出があった日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。 5 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して45日を経過した後においても第1項の決定を行わないときは、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。	(公開決定等の期限) 第14条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第9条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 4 公開請求者は、実施機関が前3項の規定による期間(前2項の場合にあつては、これらの規定により延長し、又は再延長しうる最長の期間)を経過しても公開決定等をしないときは、公文書の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。 3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をすれば足り、残りの公文書については同項の規定により延長した期間を更に30日以内に限り再延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、同項の規定により延長した期間内に、この項を適用する旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
事案の移送	規定なし	(事案の移送) 第15条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第13条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
第三者の意見書	規定なし	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第16条 公開請求に係る公文書に市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後速やかに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
開示の実施	<p>(開示の実施)</p> <p>第20条 実施機関は、前条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の開示をする旨の決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</p> <p>3 前項各号の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をすることにより、当該公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、第17条の規定により開示をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又は複写したものの写しを交付することができる。</p> <p>4 第18条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報の開示を受ける者について準用する。</p>	<p>(公開の実施)</p> <p>第17条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し、公開請求に係る公文書の公開をしなければならない。</p> <p>2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又は当該公文書を複写したものの写しを交付することができる。</p>
簡易な開示	<p>(簡易な開示)</p> <p>第21条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第19条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。</p>	

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
訂正請求に関する規定	<p>(訂正請求)</p> <p>第 22 条 第 20 条第 1 項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第 15 条第 2 項本文の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。</p>	
	<p>(訂正請求の方法)</p> <p>第 23 条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 訂正請求の内容</p> <p>(4) 訂正請求をする理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 訂正請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、当該訂正を求め内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>3 第 18 条第 2 項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。</p>	
	<p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第 24 条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求書の提出があった日から起算して 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正をするか否かの決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正を行った上、訂正請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第 1 項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 第 19 条第 4 項及び第 5 項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。</p>	
利用停止請求に関する規定	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第 25 条 第 19 条第 1 項の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)を受けた者は、開示等の決定に係る自己の個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第 7 条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の削除</p> <p>(2) 第 9 条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止</p> <p>(3) 第 9 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 第 15 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。</p>	
	<p>(利用停止請求の方法)</p> <p>第 25 条の 2 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 利用停止請求の内容</p> <p>(4) 利用停止請求をする理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 第 18 条第 2 項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。</p>	
	<p>(利用停止義務)</p> <p>第 25 条の 3 実施機関は、利用停止請求があった場合において、第 7 条の規定に違反して収集されているときは当該利用停止請求に係る個人情報の削除を、第 9 条の規定に違反して利用されているときは当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止を、第 9 条の規定に違反して提供されているときは当該利用停止請求に係る個人情報の提供の停止をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の場合において、公益上特に必要があるときには、前項の規定にかかわらず、第 7 条の規定に違反して収集された当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止をすることができる。</p>	
	<p>(利用停止請求に対する決定等)</p> <p>第 25 条の 4 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求書の提出があった日から起算して 30 日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするか否かの決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、利用停止を行った上、利用停止請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第 1 項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、利用停止請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 第 19 条第 4 項及び第 5 項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。</p>	

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
審議会への諮問義務等	(救済手続) 第26条 開示請求, 訂正請求又は利用停止請求に対する決定について, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは, 当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は, 当該不服申立てが明らかに不合法であるとき又は不服申立てに係る請求を認容するときを除き, 遅滞なく, 審議会に諮問し, その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。	(救済手続) 第19条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは, 市長等は, 当該不服申立てが明らかに不合法であるとき又は当該不服申立てに係る請求を認容するときを除き, 遅滞なく第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し, その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。 2 前項の規定にかかわらず, 市長等は, 反対意見書が提出されている場合には, 当該不服申立てに係る請求を認容しようとする場合であっても, 第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し, その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。
諮問通知	規定なし	(諮問をした旨の通知) 第20条 前条の規定により諮問をした市長等(以下「諮問庁」という。)は, 次に掲げる者に対し, 諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 不服申立人及び参加人 (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。) (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
第三者の不服申立の棄却の手続	規定なし	(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) 第21条 第16条第3項の規定は, 次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し, 又は棄却する裁決又は決定 (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し, 当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)
審議会の調査権限	規定なし	(審査会の調査権限) 第23条 審査会は, 必要があると認めるときは, 諮問庁に対し, 公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては, 何人も, 審査会に対し, その提示された公文書の公開を求められない。 2 諮問庁は, 審査会から前項の規定による求めがあったときは, これを拒んではならない。 3 審査会は, 必要があると認めるときは, 諮問庁に対し, 公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し, 又は整理した資料を作成し, 審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか, 審査会は, 不服申立てに係る事件に関し, 不服申立人, 参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること, 適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。
意見陳述	規定なし	(意見の陳述) 第24条 審査会は, 不服申立人等から申立てがあったときは, 当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし, 審査会が, その必要がないと認めるときは, この限りでない。 2 前項本文の場合においては, 不服申立人又は参加人は, 審査会の許可を得て, 補佐人とともに出頭することができる。
意見書の提出	規定なし	(意見書等の提出) 第25条 不服申立人等は, 審査会に対し, 意見書又は資料を提出することができる。ただし, 審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは, その期間内にこれを提出しなければならない。
資料の閲覧	規定なし	(提出資料の閲覧) 第26条 不服申立人等は, 審査会に対し, 審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において, 審査会は, 第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ, その閲覧を拒むことができない。 2 審査会は, 前項の規定による閲覧について, 日時及び場所を指定することができる。
非公開	規定なし	(審査手続の非公開) 第27条 審査会の行う審査の手続は, 公開しない。
答申書の送付	規定なし	(答申書の送付等) 第28条 審査会は, 諮問に対する答申をしたときは, 答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。 2 諮問庁は, 諮問に対する答申を得たときは, その内容を公表するものとする。
実施機関による苦情処理	(苦情の処理) 第27条 実施機関は, 当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは, 適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
公文書の管理		(公文書の管理) 第29条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。
事業者に関する規定	(指導又は助言) 第28条 市長は、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。	
	(事業者に対する措置) 第29条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。 2 市長は、事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取しなければならない。	
	(出資法人の講ずべき措置) 第30条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定めるものは、この条例に基づく市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。	(出資法人の情報公開) 第7条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の目的に則し、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言に努めなければならない。
	(苦情相談の処理) 第31条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。	
	(国又は他の地方公共団体との協力) 第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。	
審議会	(審議会) 第33条 市長の附属機関として、審議会を置く。 2 審議会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。 3 審議会は、個人情報の保護に関する事項に関し、市長その他の執行機関に意見を述べるができる。 4 審議会は、15人以内の委員で組織する。 5 審議会の委員は、学識経験者その他市長が必要であると認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 6 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 7 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 8 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 9 審議会は、その権限を行使するため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し、資料の提出を求めることができる。 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	(情報公開審査会) 第22条 第19条の規定による諮問に応じ不服申立てについて審査を行わせるため、市長の附属機関として神戸市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。 2 審査会は、前項に規定する不服申立てについての審査のほか、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を推進するため、情報公開制度に関する重要事項について調査し、及び審査し、市長等に対して意見を述べるができる。 3 審査会は、5人以内の委員で組織する。 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (審査会の調査権限) 第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例
費用の負担	<p>(費用の負担)</p> <p>第34条 開示請求,訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は,無料とする。</p> <p>2 第20条第2項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は,当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(手数料等)</p> <p>第18条 公開請求に係る手数料は,無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず,公開請求者は,次の各号に掲げる場合においては,当該各号に定める手数料を前納しなければならない。</p> <p>(1) 合名会社,合資会社若しくは株式会社若しくは有限会社が公開請求をする場合又はこれらの法人に勤務する者がこれらの法人の業務の執行のために公開請求をすることが明らかであると認められる場合 公開請求書1件につき1,000円</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しない者が公開請求をする場合(前号に掲げる場合を除く。) 公開請求書1件につき300円</p> <p>ア 市の区域内に住所を有する者</p> <p>イ 市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>ウ 市の区域内の学校に在学する者</p> <p>エ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>3 市長又は公営企業管理者は,公開請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは,規則又は企業管理規程で定めるところにより,前項の手数料を減額し,又は免除することができる。</p> <p>4 前条第2項又は第3項の規定により写しの交付を受ける公開請求者は,規則又は企業管理規程で定めるところにより,当該写しの作成その他の交付に要する費用(第2項各号に規定する手数料を納付した者が写しの交付を受ける場合にあつては,その者が公開請求をしやすくなるよう配慮して規則で定める額の費用)を負担しなければならない。</p>
他の制度との調整	<p>(他の制度との調整等)</p> <p>第35条 この条例の規定は,次に掲げる個人情報については,適用しない。</p> <p>(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報</p> <p>(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報</p> <p>(3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載されたもっぱら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報</p> <p>(4) 市立図書館その他の図書,資料,刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し,又は貸し出すことを目的とする施設において,その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報</p> <p>2 法令等(情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項について規定があるときは,その定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧</p> <p>(2) 個人情報が記録されている物の謄本,抄本その他これらに類するものの写しの交付</p> <p>(3) 個人情報の訂正</p> <p>3 第6条,第11条第1項及び第12条(審議会に係る部分に限る。)並びに第2章第2節の規定は,市の職員又は職員であった者の人事,給与,服務,福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については,適用しない。</p>	<p>(他の制度との調整)</p> <p>第30条 この条例は,法令又は他の条例の規定により,何人にも公開請求に係る公文書が第17条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては,当該期間内に限る。)には,適用しない。ただし,当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは,この限りでない。</p> <p>2 法令又は他の条例の規定により定められた公開の方法が縦覧であるときは,当該縦覧を第17条第2項の閲覧とみなして,前項の規定を適用する。</p> <p>3 この条例は,市立図書館,市立博物館その他の市の機関が市民の利用に供することを目的として管理している公文書については,適用しない。</p>
市長の調整	<p>(市長の調整)</p> <p>第36条 市長は,他の実施機関に対し,個人情報の保護に関し,報告を求め,又は助言を行うことができる。</p>	
運用状況の公表	<p>(運用状況の公表)</p> <p>第37条 市長は,毎年度1回,この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ,公表するものとする。</p>	<p>(運用状況の公表)</p> <p>第31条 市長は,毎年度,この条例による公文書公開制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ,公表するものとする。</p>
細目の委任	<p>(施行細目の委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は,実施機関が定める。</p>	<p>(施行細目の委任)</p> <p>第32条 この条例の施行に関し必要な事項は,実施機関が定める。</p>
罰則	<p>第6章 罰則</p> <p>第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第1項の処理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が,正当な理由がないのに,一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合体である公文書であつて,個人の秘密に属する事項が記録されたもの(その全部又は一部を複製し,又は加工したものを含む。)を提供したときは,2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第40条 前条に規定する者が,その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し,又は盗用したときは,1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して,専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書,図画,写真又は電磁的記録を収集したときは,1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第42条 前3条の規定は,神戸市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>	